

埼 玉 県 革 靴 製 造 業 最 低 工 賃

- 1 適用する家内労働者 埼玉県内の区域内で革靴製造業に係る製甲、底付け又は裁断の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき、金額欄に掲げる金額

業務	品目		規格		工程	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	928円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	783円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	1,465円
		サンダル		裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ及び美錠付け	704円
底付け (セメント方式によるものに限る。)	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ及び本底張付け	788円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	874円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,010円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,266円
	サンダル	裏付き及びヒール付き		中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	704円	
裁断	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革（外側）及び腰革（内側）の裁断	160円
	婦人靴	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	137円
		ショートブーツ		ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	183円
		サンダル		無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	149円

4 効力発生の日 令和8年5月20日

[委託者は次のことを守ってください。]

- 1 令和8年5月20日からは、上記の最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
- 2 工賃は、原則として通貨で支払ってください。（家内労働者の同意があれば、預金口座への振込み、郵便為替による支払いが認められます。）
- 3 工賃は、物品を受領した日から1か月以内又は毎月の工賃締切日から1か月以内に支払ってください。
- 4 家内労働手帳を交付し、仕事を委託する都度、次のことを記入してください。
 (1)仕事の内容、委託年月日、物品の数量、納品の時期 (2)工賃の単価、支払日